

改正

令和3年3月31日告示第61号

令和4年6月24日告示第122号

令和6年6月25日告示第121号

令和8年5月14日告示第103号

飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、水道施設の整備が困難な水道未普及地域において、良質で安定した飲料水の確保を図るため、飲料水確保のための設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、飲料水安定確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、角田市補助金等交付規則（平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象者は、市が今後とも水道施設の整備が困難であるとした地域において、飲料水確保のための設備を設置する者又は共同で設置する共同体の代表者とする。

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 水質悪化等により飲用井戸を新たに設置又は既存の井戸を活用してポンプ、浄水装置を設置するために要する経費
 - ア 井戸ボーリング工事費（掘削費及び足場仮設費）
 - イ 取水管工事費
 - ウ ポンプ設置費
 - エ 浄水装置設置費（塩素減滅器の整備のほか必要に応じて設置するろ過装置の整備費）
 - オ 貯水タンク設置費
- (2) その他安定して良質な水源が確保できるもので、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する費用の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。ただし、1戸あたりの交付額の総額は、150万円

を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、飲料水安定確保対策事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助を受けようとする者(以下この条において「補助申請者」という。)は、補助金の対象事業に着手する前に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施位置図
- (2) 工事設計書、施工図面、見積書
- (3) 土地所有者の同意(補助申請者が所有者でない場合)
- (4) その他必要な書類

(補助金の交付の決定通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、指令書によるものとする。

(事業内容の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条の補助金交付決定通知を受けた後に、補助金の申請内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、飲料水安定確保対策事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業内容の変更を承認する場合において、補助金の交付の決定の内容に変更が生じるときは、指令書により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、飲料水安定確保対策事業実績報告書(様式第3号)によるものとし、補助事業が完了した翌日から起算して1月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完成写真
- (2) 費用精算書(請負契約書の写し、費用の支払いを証明する書類の写しを添付)
- (3) 工事写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(施設の保全)

第9条 補助事業者は、補助金により設置した設備の衛生保持に努めるとともに、水質検査等を実施するなど適切な維持管理を行わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日角田市告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の角田市浄化槽の設置に関する事前協議要綱様式第1号、介護保険認定業務に係る情報提供に関する事務取扱要綱様式第1号、浄化槽設置整備事業補助金交付要綱様式第1号から様式第3号まで、飲料水安定確保対策事業補助金交付要綱様式第3号、角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱様式第1号及び様式第2号、角田市防災士養成支援事業補助金交付要綱様式第1号及び様式第2号、角田市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱様式第1号、角田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱様式第1号から様式第4号まで、角田市土砂災害復旧等支援助成金交付要綱様式第1号から様式第3号まで並びに角田市自主避難所設置要綱様式第1号、様式第3号及び様式第5号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年6月24日角田市告示第122号)

この告示は、令和4年6月24日から施行する。

附 則 (令和6年6月25日角田市告示第121号)

この告示は、令和6年6月25日から施行する。

附 則 (令和8年5月14日角田市告示第103号)

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

様式 (省略)